

工事請負契約締結後における単価適用日の変更に伴う特例措置について

令和3年3月5日更新

「土木事業単価表」、「建築関係事業単価表」及び「農林土木事業単価表」に基づき積算を行った工事について、賃金や建設資材等の急激な変動に対処するため、契約締結後に単価適用日を変更することができる特例措置を次のとおり定めます。

1 適用対象工事

平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、当初契約締結日（以下「基準日」という。）における直近の単価表を適用しないで積算している工事とします。

2 特例措置の内容

1に定める工事の受注者は、二本松市工事請負契約約款第58条の規定に基づき、基準日時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を発注者に対して請求することができます。

3 適用単価の変更

2の請求によって変更できるのは、「土木事業単価表」、「建築関係事業単価表」及び「農林土木事業単価表」の設計単価のみとし、見積り及び物価資料等により設定している設計単価は対象外とします。

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額

＝基準日における直近の単価表により積算された予定価格×当初契約の落札率

5 協議の請求期限

当初契約締結の日から60日以内とします。

協議は協議請求書（工事）により行います。